

---

プロジェクト	金融商品
項目	金融商品専門委員会における検討項目について

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、金融商品専門委員会で取り扱う項目を説明するものである。

## IFRS 第 9 号「金融商品」に関する検討

### 日本基準の開発

#### (これまでの経緯)

2. 当委員会では、2010 年及び 2011 年に IFRS 第 9 号「金融商品」のうち分類及び測定について、「検討状況の整理」を公表したが、その後検討を中断している。IFRS 第 9 号は 2014 年 7 月の改正により開発が終了し、2018 年 1 月 1 日に発効する予定である。
3. 2016 年 8 月に公表した中期運営方針では、別紙のとおり、「日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題」に IFRS 第 9 号に関する取組みも記載されている。

#### (今後の検討)

4. 中期運営方針では、以下のとおり記載されている。

「以上を踏まえ、当面、IFRS 第 9 号の適用に関する実務上の懸念の把握や着手するとした場合に 3 つの領域を同時に扱うべきか等の検討を金融商品専門委員会において行うこととし、その後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。」

5. 上記を踏まえ、以下の IFRS のエンドースメント手続の実施後、金融商品専門委員会において検討を行う。具体的な進め方については今後提案する。

## IFRS のエンドースメント手続

- IFRS のエンドースメントに関する作業部会では、2014 年 7 月改正の IFRS 第 9 号に関するエンドースメント手続に関して本年 5 月からエンドースメント手続が開始されている。

同作業部会では、IFRS 第 9 号の減損について、専門的な知見を有する金融商品専門委員会に対していわゆる相対的アプローチや将来予測的な情報の適用に関する実務上の困難さ等について検討を依頼し、その結果を踏まえ「削除又は修正」を行うか否かを判断することとされた。

これを踏まえ、上記の内容について金融商品専門委員会において検討を行う。

## IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関する検討

### 日本基準の開発

#### (これまでの経緯)

- 当委員会では、2010 年に企業会計基準公開草案「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」を公表したが、その後検討を中断している。IFRS 第 13 号は、2011 年 5 月に公表され、2013 年 1 月 1 日に発効している。
- IFRS 第 13 号に関する取組みについても、別紙のとおり、「日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題」に記載されている。

#### (今後の検討)

- 中期運営方針では、以下のとおり記載されている。

「以上を踏まえ、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性に関する検討を金融商品専門委員会において行うこととし、その後、基準開発に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。」

- 上記を踏まえ、IASB の適用後レビューへの対応後、金融商品専門委員会において検討を行う。具体的な進め方については今後提案する。

#### (国際対応)

- IASB は、2017 年 5 月に適用後レビューの一環として意見募集 (IASB 情報要請「適

## 審議事項(4)

用後レビュー IFRS 第 13 号『公正価値測定』(2017 年 5 月)) を公表している。当該意見募集のうち金融商品部分のコメントについて、金融商品専門委員会において検討する。

ディスカッション・ポイント

金融商品専門委員会で取り扱う項目について、ご意見を伺いたい

以 上

## 別紙

## 中期運営方針（平成28年8月12日公表）別紙（日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題）の抜粋

## 1. IFRS第9号「金融商品」（分類及び測定、減損、一般ヘッジ）

金融商品に関する会計基準については、これまで、日本基準、国際会計基準及び米国会計基準が類似の内容の基準を定めていたが、IFRS第9号では日本基準と一部異なる考え方が導入されている。

金融商品に関する会計基準は、特に金融機関に大きな影響を与えるものであるが、すべての企業に適用される基幹となる会計基準であり、国際的な整合性を図る必要性が比較的高い項目と考えられる。

一方、IFRS第9号の内容のうち、特に金融資産の減損会計については、我が国で採り入れる場合、相対的アプローチの適用について実務上の懸念があり、また、中小の金融機関に配慮することも必要であるとの意見が聞かれている。また、金融商品会計に関連する実務指針は、業種別の取扱いも含めると多数定められており、これらに対する影響も検討する必要がある。さらに、米国会計基準では、金融資産の減損会計において、日本基準及びIFRS第9号と内容が異なる会計基準の改正が行われていることも考慮する必要がある。

IFRS第9号は、金融資産及び金融負債の分類及び測定<sup>8</sup>、金融資産の減損会計、並びに一般ヘッジ会計の3つの領域に分けて開発されている。金融資産の減損会計に関する懸念を踏まえ、他の領域から我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手する方法も考えられるが、3つの領域は相互に関連している点も勘案する必要があると考えられる。

以上を踏まえ、当面、IFRS第9号の適用に関する実務上の懸念の把握や着手するとした場合に3つの領域を同時に扱うべきか等の検討を金融商品専門委員会において行うこととし、その後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。

（中 略）

---

<sup>8</sup> なお、IFRS第9号における金融資産及び金融負債の分類及び測定において定められるその他の包括利益のノンリサイクリング処理については、IFRSのエンドースメント手続において、我が国における会計基準に係る基本的な考え方の観点からなお受け入れ難いとの結論に達した項目であるため、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みを行うにあたって、これとの整合性を図り、リサイクリング処理に修正することが適切であると考えられる。

### 3. IFRS第13号「公正価値測定」

国際会計基準及び米国会計基準では、公正価値についてほぼ同じ内容のガイダンスを定めているが、これらの会計基準は、どのような項目について公正価値により測定するのかを定めるものではなく、他の会計基準に従い公正価値により測定することが要求又は容認されている場合の測定の方法や開示を定めるものとなっている。日本基準は、公正価値に相当する時価（公正な評価額）についての詳細なガイダンスを定めていない。

当委員会は、平成22年にIFRS第13号との整合性を図ることを提案する公開草案を公表したものの、本公開草案が金融商品以外の資産及び負債を含む広範なものであったこともあり、最終化をするに至らず、その後検討は中断されている。

日本基準において金融商品以外の資産及び負債について時価により測定することが要求される状況は、企業結合時等に限定されており、時価について詳細なガイダンスを求める意見は多くは聞かれておらず、国際的な整合性を図る必要性はさほど高くないと考えられる。

一方、IFRS第13号が要求している、金融商品の公正価値に関するレベル別開示について、国際会計基準及び米国会計基準における開示との差異が生じており、特に金融商品を多数保有する金融機関において比較可能性が損なわれているとの意見が聞かれている。

以上を踏まえ、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性に関する検討を金融商品専門委員会において行うこととし、その後、基準開発に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。

(後 略)

以 上